

# 仕 様 書

## 1 名称

令和5年度児童生徒等尿検査業務

## 2 業務内容

- (1) 尿検査実施日程表の作成及び日程変更に係る調整
- (2) 検査器材の調達、配送
- (3) 対象者名簿の作成、配送
- (4) 尿検査の実施（1次検査～3次検査）
  - ア 検体の回収、検査機関への搬送
  - イ 検査の実施
  - ウ 検査結果の取りまとめ
- (5) 尿検査判定委員会に諮る資料作成
- (6) 検査結果に係る学校への通知等作成

## 3 履行期間

契約締結日～令和6年3月31日

## 4 検査予定対象者

市立幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・のぞみ分校の全児童生徒、市立認定こども園にじいろ3～5歳児

|                          | 4年度実績    | 5年度見込    |
|--------------------------|----------|----------|
| 1次検査受検者数                 | 136,638人 | 138,877人 |
| 2次検査受検者数<br>(予備日の受検者数含む) | 12,706人  | 10,985人  |
| 3次検査検体数<br>(蛋白・糖・沈渣の延べ数) | 1,331検体  | 1,302検体  |

なお、総数は上記のとおりであるが、各学校（園）の検査予定者数は「学校（園）住所・予定数一覧」（別紙1）を参照のこと。

## 5 検査場所・日程等

- (1) 検査場所  
受託者の検査機関

(2) 検査日程

8月下旬から11月末までに1～3次検査の全てを終了すること。

なお、天災等のやむを得ない事情により当初立てた日程での実施が困難となった場合は、契約期間内で新たな日程を委託者と受託者の協議により決定すること。

## 6 尿検査実施日程表の作成及び日程変更に係る調整

(1) 尿検査実施日程表の作成

ア 委託者と協議のうえ、受託者が各校の詳細な日程表を令和5年7月初旬までに作成すること。その際、学校（園）ごとに1次・2次・2次検査予備日の日程表を作成し、各検査はおよそ2週間の間隔を空けること。

イ 日程を決める際には、次の優先順位で検診を実施するような日程を組むこと。

(ア) 高校及び中学校

(イ) 小学校及び幼稚園

(2) 日程変更に係る調整

尿検査の詳細日程を学校（園）へ通知後、各学校から日程の変更依頼があった場合には、日程調整に応じること。なお、例年相当数の日程変更依頼が発生するため、留意すること。

## 7 検査器材の調達・配送

受託者はあらかじめ検査に必要な以下の器材を受託者の負担で調達すること。

(1) 尿検査試験紙

(2) 採尿紙カップ、スピッツ管

学校ごとに受検予定者数の2割増しの器材を調達すること。

(3) ラベルシール

ア 事前に委託者から提供する対象者一覧を基に、1次検査受検予定者の学年、クラス、出席番号、氏名、性別を記入したものを作成すること。

イ 1次検査終了後、2次検査対象者のラベルシールを作成すること。

※(2)・(3)アの器材は1次検査実施日の遅くとも2週間前まで、(3)イは

1 次検査終了後速やかに学校へ配送すること。

## 8 対象者名簿の作成・配送

事前に委託者から受託者へ対象者一覧（学校名、学年、クラス、出席番号、氏名、病名及び現在の状況を記載したもの）の Excel データを提供する。受託者は、一覧を基に対象者名簿を作成し、検査実施日の 2 週間前までに学校へ配送すること。

## 9 尿検査の実施

### (1) 検体の回収、検査機関への搬送

ア 検査実施日 9 時から 15 時までに学校から検体を受領すること。受領の際、対象者名簿を用いて欠席者等の確認をし、受託者と学校の両方で検体の有無を照合すること。また、検体数量、受領年月日、検査機関名等を確認できる受領書等（任意様式）を交わし、紛失等に十分注意すること。

イ 受領後は、検体の品質管理に留意し、当日受託者施設へ搬送のうえ、速やかに検査を行うこと。

### (2) 検査の実施

#### ア 1 次検査

(ア) 公益社団法人日本臨床検査標準協議会（JCCLS）準拠の尿検査試験紙による蛋白・潜血及び糖の検査を行う。

#### イ 2 次検査

(ア) アで蛋白・潜血陽性者につき、2 次検査（アと同じ試験紙による検査）を行う。2 次検査については蛋白・潜血及び糖の 3 項目の検査を行う。

(イ) 2 次検査当日に生理中の者は検体を提出しないこととしているため、後日 2 次検査予備日（アと同じ試験紙による検査）を行う。

#### ウ 3 次検査

(ア) アで糖陽性の検体及びイで陽性の検体は、それぞれ 1 次・2 次検査当日に 3 次検査を実施する。

(イ) 3 次検査対象の検体は、次の a から c の項目に該当する検査を行う。

a 蛋白

蛋白定量及び沈渣検査

b 潜血

沈渣検査

c 糖

糖定量検査、沈渣検査及び尿ケトン体検査。ただし、沈渣検査については2次検査陽性者のみであり、1次糖陽性を除く。

エ 検査終了後の検体等の処理

検査終了後の尿や器材の廃棄は受託者の責任において行うこと。

| 検査   | 項目    |         |         | 検査場所        | 検査者 |
|------|-------|---------|---------|-------------|-----|
|      | 検査尿   | 蛋白      | 潜血      |             |     |
| 1次検査 | 早朝第一尿 | (+) (-) | (+) (-) | 受託者<br>検査機関 | 受託者 |
| 2次検査 |       | (+) (-) | (+) (-) |             |     |
| 3次検査 |       |         |         |             |     |

※蛋白・潜血の擬陽性（±）は陰性（-）、糖の擬陽性（±）は陽性（+）と判定する。

オ 結果の取扱い

- (ア) 1次検査終了後、受託者は1次陽性者及び1次未検者の一覧を作成し、2次検査実施日の受検対象者として各学校に提出すること。2次検査未検により2次検査予備日の受検対象となった者についても同様に一覧を配送すること。
- (イ) 2次検査（2次検査予備日を含む）終了後、学級別の検査対象者一覧に各検査項目の結果を記載し、学校へ提出する。
- (ウ) 3次検査の結果については、「11 検査結果に係る学校への通知等作成」(1)のとおり委託者へ提出する。

**10 尿判定委員会に諮る資料作成**

3次検査結果を「尿判定委員会」（以下「委員会」という。）に諮る必要があることから、受託者は3次検査終了後速やかに委託者指定の様式（別紙2）に結果を記載し、資料として委託者に提出すること。提出方法については契約後、委託者より指示する。

**11 検査結果に係る学校への通知等作成**

- (1) 委託者から委員会の判定結果を受領後、速やかに各学校（園）への

結果通知を作成し委託者へ送付すること。

- (2) 鑑文・結果通知様式、封筒は委託者から受託者へ引き渡すので、受託者において通知様式に学校名、精密検査対象者名等を記入し完成させること。
- (3) 精密検査対象者宛の文書は、保護者渡し用の小封筒に入れること（ただし封緘はしない）。
- (4) 学校ごとに上記の必要な送付物を封筒にまとめること。
- (5) 封筒には通知を作成した児童生徒の人数を記載すること。
- (6) 糖にかかる判定結果は、特に速やかに通知を作成すること。

<様式>

- ・「3次尿検査の判定結果について」…学校（園）長宛
- ・「尿検査結果のお知らせ（表面）／専門医療機関（裏面）」…精検対象者宛
- ・「学校生活管理指導表」…精検対象者宛
- ・ほか委託者指定の様式

※上記とは別に、結果通知を作成した児童生徒等の一覧を作成すること。（委託者が学校（園）へ発送する前の突合作業や問い合わせ対応に使用）

## 12 検査結果の報告

- (1) 1次～2次再検査では、校種別・学年別（年齢別）・男女別の受検者数と検査結果を集計すること。
- (2) 3次検査は、検査項目別の受検者数・検体数を集計する。1次～3次検査それぞれの受検者数を学校（園）別に集計すること。
- (3) (1)～(3)を完了届とともに紙及びExcelファイルにて委託者へ報告すること。紙は1部郵送、Excelはメールでデータ送信すること。送信先のメールアドレスについては契約後別途伝えるものとする。

## 13 個人情報の取扱い

- (1) 「個人情報取扱安全管理基準」（別紙3）を遵守し、また、個人情報保護のため、「個人情報取扱安全基準適合申出書」（別紙4）を提出し、その内容について業務履行開始前までに担当課の評価を受けること。
- (2) 別紙3で規定されている「9 定期監査の実施」については、委託者が業務の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況について実地検査を行うため、検査に応じること。
- (3) 別紙3で規定されている「10 個人情報取扱状況報告書の提出」については、別紙5の様式により提出すること。

## 14 その他

- (1) 検体の回収、検査及び結果報告について受託者の責任において行い、

再委託をしないこと。

- (2) 3次検査は必ず有資格者（臨床検査技師または医師）が行うこと。契約締結後、検査に従事する有資格者について委託者に届け出ること。
- (3) 「13 個人情報取扱い」(3)の実地検査の日程については、委託者が受託者と協議のうえ、決定するものとする。
- (4) 契約締結後、業務スケジュール等について速やかに委託者と協議・確認を行うこと。
- (5) この仕様書に定めのない事項は、委託者と協議のうえ行うものとする。

## **15 担当課**

札幌市教育委員会生涯学習部保健給食課保健係 岩城  
札幌市中央区北2条西2丁目 STV 北2条ビル  
TEL011-211-3841 / FAX011-211-3834